

静岡市清水ナショナルトレーニングセンターにおける広告掲出取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター（以下「センター」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲出することに関し、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、市内事業者とは、市内に事業所（本社、支社、営業所、工場、店舗、事務所等をいう。）を有する事業者をいう。

(掲出の権限及び範囲)

第3条 センターに掲出する広告（以下「広告」という。）の掲出の可否の決定は、静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）に基づく静岡市広告審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、市長が行う。

2 前項の場合において、市長は、広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、センターに掲出しない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に係るもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの
- (8) 名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）又は個人の氏名を表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）
- (9) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適当でないもの
- (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適当でないもの
- (11) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）を利するもの
又はそのおそれのあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、センターに掲出する広告として市長が適当でないとするもの

(広告の掲出方法等)

第4条 広告の掲出方法は、市が設定した広告掲出枠に看板等を取り付ける方法によるものとする。

2 広告の表示サイズ並びに広告掲出枠の設置位置及び数は、市長が別に定める。

(広告の規格)

第5条 広告には、広告料を施設の維持管理費等の一部として用いることを明記しなければならない。

(広告の掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

2 広告主(第9条第2項に規定する広告主をいう。)は、市長の承諾を得て、5年を超えない範囲内で広告の掲出期間を更新することができる。

3 第1項の規定は、前項の規定による広告の掲出期間の更新について準用する。

(掲出希望者の募集)

第7条 広告の掲出を希望する者の募集は、市内事業者を対象として行うものとし、応募者の数が広告枠の数に満たないときは、当該応募者の数を超える部分の広告枠について、市内事業者以外の事業者を含めて募集を行う。

2 前項の規定による募集は、インターネット等の広報媒体の利用、その他市長が適当と認める方法により公募する。

3 第1項の規定による募集に当たっては、広告枠の位置及び数、掲出期間、広告掲出料、広告主の決定の方法等の必要事項を明示する。

4 第1項の規定による募集は、毎年度の当初の掲出に係るもののほか、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きがあり、若しくは空きが生ずることが明らかとなるときに行うことができる。

(広告掲出の申込み等)

第8条 新たに広告の掲出を希望する者(以下「新規希望者」という。)は、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター広告掲出申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

(1) 広告の原稿又はその形状及び内容を明らかにする書類

(2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類

(3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 第6条第2項の規定により広告の掲出期間の更新を希望する者（以下「更新希望者」という。）は、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター広告掲出期間更新申込書（様式第2号）に前項各号に掲げる書類を添付して、期間満了日から起算して2月前までに市長に提出しなければならない。この場合において、前項第1号の内容に変更がない場合は、同号の書類の添付を省略することができる。

3 次に掲げる者は、第1項及び第2項の規定による申込をすることができない。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (2) 各種法令に違反している事業者
- (3) 暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- (4) 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- (5) 利殖を目的とした投資・投機があっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として不適当であると認められるもの
(広告主の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る広告の内容等について、審査会において掲出の適否を審査した後、掲出の可否を決定する。ただし、更新希望者で前条第1項第1号から第3号までの内容に変更がない場合は、審査会による審査を経ず、掲出の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告の掲出を可とする決定をしたときは、当該広告に係る申込者を広告主として決定する。この場合において、同一広告掲出枠に掲出を可とする決定を受けた新規希望者が複数いるときは、次の各号の順序により広告主を決定するものとする。

- (1) 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター広告掲出申込書の提出が最も早い者
- (2) くじ引きにより当選した者

- 3 市長は、前項の規定により広告主を決定したときは、その結果を静岡市清水ナショナルトレーニングセンター広告掲出決定通知書（様式第3号）により通知する。
- 4 前項の規定により広告主の決定を受けた者は、速やかに承諾書（様式第4号）を市長に提出するとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用の許可（以下「目的外使用の許可」という。）の申請をしなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定により広告の掲出を否とする決定をしたときは、その結果を広告非掲出決定通知書（様式第5号）により通知する。

（広告内容の承認）

第10条 広告主（第6条第2項の規定により広告の掲出期間を更新した広告主のうち、広告内容を変更しないものを除く。次項において同じ。）は、広告の内容について、市長が指定する期日までに、あらかじめ広告の原稿を提出して市長の承認を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により広告主から提出された広告の原稿について、センターに掲出することが適当でないと認めるときは、広告主に対して変更を求めることができる。
- 3 広告主は、前項の規定により広告の内容等の変更を求められたときは、これに従わなければならない。
- 4 広告主は、広告の掲出の決定を受けた期間内に広告内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- 5 市長は、前項の承認をしようとするときは、変更後の広告の内容について、あらかじめ審査会の審査に付するものとする。
- 6 市長は、第4項の規定により、広告の内容の変更を承認したときは、静岡市清水ナショナルトレーニングセンター広告掲出内容変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（広告掲出料の納付）

第11条 広告主は、市長が指定する期日までに、市長が別に定める広告掲出料を納付しなければならない。

（費用の負担）

第12条 次に掲げる費用は、広告主が負担する。

- （1）広告掲出枠に取り付ける看板等の製作に要する費用
- （2）看板等の取付け、撤去及び維持補修（市の責めに帰すべき事由によるものを除く。）に要する費用

(広告掲出の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告の掲出の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の掲出期間の初日までに第9条第4項の規定による目的外使用の許可を受けなかったとき。
- (2) 第9条第4項の規定による目的外使用の許可を取り消されたとき。
- (3) 第10条第1項に規定する期日までに広告の原稿が提出されないとき。
- (4) 第10条第2項に規定する広告内容の変更の求めに広告主が従わないとき、又は広告の内容が改善される見込みがないとき。
- (5) 第11条に規定する期日までに、広告掲出料の納付がないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲出を適当でないとするとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲出の決定を取り消したときは、広告掲出取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により広告の掲出の決定が取り消された場合において、広告主に損害が生じても、市長は一切その責めを負わないものとする。

(広告掲出の中止)

第14条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、広告の掲出を一時的に中止することができる。

(広告掲出料の返還)

第15条 既納の広告掲出料は、返還しない。ただし、市長が前条の規定により広告の掲出を中止したとき、その他広告主の責めに帰さない理由により広告を掲出することができなかつたときは、その期間に応じ、日割り又は月割りにより返還するものとする。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲出料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、掲出した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲出までに、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないことを確認するとともに、広告の内容に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の措置を講じなければならない。

3 広告主は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。

4 広告主は、その広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければ

ならない。

- 5 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。
- 6 広告主が広告代理店であるときは、広告主は、その顧客に対し、この要綱その他広告の掲出に関する市の説明及び指示を周知し、その了解を得るものとし、顧客から苦情等の申立てがあったときは、その責任及び負担により解決しなければならない。
- 7 広告主は、広告掲出期間が終了したときは、市の指示に従い看板等を撤去するとともに広告掲出枠を原状に復するものとする。

(管轄する裁判所)

第17条 この要綱に定める広告掲出に関する訴えの提起等は、静岡市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲出に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市清水ナショナルトレーニングセンターにおける広告掲出取扱要綱第4条第2項の規定は、この要綱の施行日以後に広告主になった者から適用する。

(施行前の準備)

- 3 この要綱の施行の日以後の広告の掲出に係る手続その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

附 則

この要綱は、平成26年1月15日から施行する。